

【別記様式第一の「6. 認定特定研究成果活用支援事業者が行う事業が適正に執行されるよう、国立大学法人等がとる措置」の別添において記載いただきたい内容（第1条第3号ニ関係）】

※「案」の段階でご相談ください。その他の申請書類の記載についても事前相談を受け付けます。

1. 資金運用管理規程

※別に添付（記載内容は参考資料2を参照してください）

2. 資金運用管理委員会（国立大学法人等が認定特定研究成果活用支援事業者に対する出資を行うに当たって置く機関をいう。）について

- (1) 委員の人数
- (2) 委員の構成

※以下の事項を満たしていることを示してください

- ・五人以上の委員からなり、うち一人以上は業務として二年以上の資金運用の実務経験者とする
- こと
- ・委員のうち、二人以上は、学外委員とすること。また、学外委員のうち一人以上は、当該国立大学法人等の同窓会の会員又は当該国立大学法人等に対して寄附を行った者とする
- こと
- ・リスクキャピタルの管理という観点で体制整備がされていること

- (3) 開催頻度

3. 資金運用を担当する役員及び複数名の職員の配置の見込み

4. 資金運用を担当する役員及び職員の職務に係る倫理の保持に資するために必要な規則

※別に添付（記載内容は参考資料3を参照してください）

5. 資金運用管理委員会の実施状況、運用実績等に関する情報公開について

- (1) 方法
- (2) 内容
- (3) 頻度

6. 会計監査人及び監事の監査について

【資金運用管理規程に記載いただきたい内容（第1条第3号ニ関係）】

●以下の各項目は第1条第3号ニ(1)(i)資金運用管理にあたっての基本方針及び(ii)運用管理体制等について記載する内容を例示したものであり、必ずしもこのとおりの記載を求めるものではありません。

国立大学法人〇〇大学資金運用管理規程

(i) 資金運用管理にあたっての基本方針

(イ) 運用の目的

認定特定研究成果活用支援事業者へ出資（以下「本出資」という。）を行うことにより、国立大学法人等の技術に関する研究成果を社会へ還元し、将来の教育研究の発展に資すること。

(ロ) 運用の目標

本出資を行うことにより、国立大学法人等の技術に関する研究成果の活用が促進され、社会実装されること。

●出資を行うことにより、国立大学法人等の技術に関する研究成果の活用が促進され、社会実装された結果、社会における新たな価値の創造や社会課題の解決等の社会的なインパクトや、出資先のベンチャーが成功した場合の当該ベンチャーからの寄附や新たな共同研究先の獲得等の経済的なインパクトが具体的に想定される場合は、それらを目標として明記することも可能です。

(ハ) 運用の範囲

当該大学の運用の範囲は、次に掲げるものとする。

- ・認定特定研究成果活用支援事業者である株式会社に対する出資を行うことにより取得する株式。
- ・認定特定研究成果活用支援事業者である投資事業有限責任組合に対する出資を行うことにより取得する持分。

●認定特定研究成果活用支援事業者が株式会社（VC）の場合と、認定特定研究成果活用支援事業者が投資事業有限責任組合（ファンド）の場合において、大学が取得するものを、それぞれ例示しています。

なお、業務上の余裕金の運用を行う場合に備えるべき規程を既に定めている場合には、当該既存の規程に追記することも可能です。

(二) 運用の方法

運用の目的を達成するために本出資を行う。

(ii) 運用管理体制等

(イ) 運用の評価

運用の評価については、中長期の観点に立脚し、定量評価と、認定特定研究成果活用支援事業者に関する組織や情報、運用内容等に関する定性評価を組み合わせ、総合的に行うものとする。

●各用語の具体例は以下の通りです。

中長期：ファンドの投資完了期間約5年や、ファンドの存続期間10～15年等。

定量評価：

認定特定研究成果活用支援事業者がVCの場合、VCの業績（株主総会での資料、財務諸表等）。

認定特定研究成果活用支援事業者がファンドの場合、ファンドの運用益、ファンドの出資先事業者数やEXIT数、出資先ベンチャーの評価額等。

運用内容等：

ファンドの出資先のベンチャーが有する技術的優位性、将来性、ファンドの運用内容等。

定性評価：

認定特定研究成果活用支援事業者がVCの場合、VCの組織情報（役職員の構成や事業内容）、VCのファンド運用方針。

認定特定研究成果活用支援事業者がファンドの場合、ファンドのGPであるVCの組織情報。

(ロ) 資金運用管理委員会

当該大学は適切な資金運用管理に資するため、資金運用管理委員会を設置する。

(ハ) 資金の運用

運用担当の役職員は、資金運用管理委員会にはかった基本方針に基づき、資金の運用を行う。

●基本方針は第1条第3号ニ（1）（i）資金運用管理にあたっての基本方針を指し示すものです。

(ニ) 運用報告

運用担当の役職員は、少なくとも〇期に一度は運用報告を作成し資金運用管理委員会に報告を行う。報告には以下の内容等が含まれる。

- ・認定特定研究成果活用支援事業者である株式会社の業務運営状況

- ・ 認定特定研究成果活用支援事業者である投資事業有限責任組合の運用の実績

●認定特定研究成果活用支援事業者が株式会社（VC）の場合と、認定特定研究成果活用支援事業者が投資事業有限責任組合（ファンド）の場合についてそれぞれ例示しています。

（ホ）見直し

当該大学が本出資を行った後、出資当初とは異なる事態が生じた際、その他必要に応じ、適切な意思決定により、本出資に係る事項について見直しを行う。

●出資当初とは異なる事態とは、例えば下記のような状況が想定されます。

- ・ 暴力団員等が出資先の VC 又はファンドの関係者に含まれていた。
- ・ 出資先の VC 又はファンドの関係者に倫理違反等が判明した。
- ・ 災害等不可抗力事由が発生した。
- ・ ファンド期限の延長等、ファンドの運用にあたり重大な変更が生じた。

また、適切な意思決定とは、事案に応じて必要があると判断される場合には資金運用管理委員会、役員会や経営協議会での議を経ることを想定しています。

【資金運用を担当する役員及び職員の職務に係る倫理の保持に資するために必要な規則に係る記載例（第1条第3号ニ関係）】

運用担当の役職員の職務に係る倫理の保持に資するために必要な措置については別に定める。

●当該大学の既存の倫理規程等によって対応することも可能です。

一方で、認定特定研究成果活用支援事業者と連携し、出資を行うにあたり、営業秘密の流出やインサイダー取引等、留意する点は多いため、当該業務にあたる役職員の意識を高め、組織的に不適切な事案の発生を予防する観点から、例えば、秘密保持確認書に署名することも運用上一定の効果があると考えられます。